

環 保 企 発 第 030606004 号
平 成 15 年 6 月 6 日
環 保 安 発 第 060630002 号
一 部 改 正 平 成 18 年 6 月 30 日
環 保 安 発 第 080630003 号
一 部 改 正 平 成 20 年 6 月 30 日
環 保 安 発 第 110623001 号
一 部 改 正 平 成 23 年 6 月 23 日
環 保 安 発 第 1406261 号
一 部 改 正 平 成 26 年 6 月 26 日
環 保 安 発 第 1706271 号
一 部 改 正 平 成 29 年 6 月 27 日
環 保 安 発 第 2006223 号
一 部 改 正 令 和 2 年 6 月 22 日
環 保 安 発 第 2306301 号
一 部 改 正 令 和 5 年 6 月 30 日

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染 及び健康被害に係る緊急措置事業要綱

第 1 趣旨・目的

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。こうした状況等を踏まえ、茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費及び療養に要する費用を支給することにより治療を促し、並びに当該者のうち著しくジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対しては、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資することを目的とする。

第 2 具体的な内容等

1 実施主体

この事業は、環境省が実施し、事務の一部を茨城県に委託するものとする。

2 対象者

対象者は、茨城県神栖市におけるジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸（以下「汚染井戸」という。）の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認されたものとする。

3 緊急措置事業の内容

(1) 医療等の給付

対象者に対して、以下の措置を講ずるものとする。

① 医療手帳の交付

本事業の適用を受けようとする者の申出に基づき、対象者に該当するか否かの確認を行うものとする。対象者である旨の確認を受けた者に対しては、医療手帳を交付するものとする。その際は、環境省が開催する臨床医学等の専門家からなる検討会の意見を聴くものとする。

② 健康診査の実施

①の医療手帳の交付を受けた者に対して、健康診査を行うものとする。

③ 医療費の支給

①の医療手帳の交付を受けた者が、疾病等（ジフェニルアルシン酸のばく露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等を除く。）について、要領で定める指定医療機関等で医療を受けたときは、その者に対して、当該医療に要した費用の額を限度として、医療費を支給するものとする。ただし、その者が、社会保険各法その他国又は地方自治体の負担による医療に関する給付を受けることができる場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（自己負担分）の限度において支給するものとする。

④ 療養手当の支給

(ア) ②の健康診査を受けた者又は通院により③に係る医療を受けた者（（イ）に該当する者を除く。）に対しては、通院等に要する費用として、月額 15,000 円を支給するものとする。

(イ) 入院により③に係る医療を受けた者に対しては、入院に要する費用として、月額 25,000 円を支給するものとする。

(2) 健康管理調査の実施

(1) ①の医療手帳の交付を受けた者で、汚染井戸のうち、特に著しくジフェニルアルシン酸による汚染の影響を受けているものとして、検討会の意見を聴いて環境省が認めたものの水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者（以下「健康管理調査対象者」という。）に対しては、以下の措置を講ずる。

① 健康管理調査対象者に対しては、健康状態等に係る調査を実施するものとし、別に要領で定める所定の健康状態等に係る調査票を提出した場合には、当該健康管理調査対象者に対し、健康管理調査費用として、月額 20,000 円を支給する。

② 本事業開始初年度においては、健康管理調査対象者に対し、病歴、治療歴等に関する調査その他の重点的調査を実施するとともに、当該調査に協力する場合には、それぞれ以下の区分に応じた健康管理調査協力金を支給する。

(ア) 本制度実施以前に入院歴（ジフェニルアルシン酸の曝露に起因するものでないことが明らかな疾病等に係るものを除く。（イ）において同じ。）のある健康管理調査対象者 700,000 円

(イ) 本制度実施以前に入院歴のない健康管理調査対象者 300,000 円

(3) 精神発達調査の実施

(1) ①の医療手帳の交付を受けた者のうち、小児期にジフェニルアルシン酸にばく露し、精神遅滞がみられた者であって、検討会の意見を聴いて調査の必要があると環境省が認めた者（以下、「精神発達調査対象者」という。）に対しては、精神発達等に係る調査を実施するものとし、別に要領で定める所定の精神発達等に係る調査票を提出した場合には、当該精神発達調査対象者に対し、精神発達調査費用として、月額 50,000 円を支給する。

(4) 小児支援体制整備事業の実施

(1) ①の医療手帳の交付を受けた 15 歳以下の者のうち、親権者又は未成年後

見人からの申請があった者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するために、以下の措置を講じる。なお、現に支援を受けている者に対しては、15 歳を超えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判断されるまで支援を続ける。

- ① 小児支援体制整備事業対象者の支援調整基本台帳を作成する。
- ② 小児支援調整検討会議及び小児支援調整実務者会議を開催し、支援の実施について調整するとともに、各支援の実施状況を確認する。

(5) 専門家による調査研究の実施

- ① 環境省は、臨床医学等の専門家からなる検討会を開催して、本事業に係る調査研究を行うものとする。
- ② 検討会においては、(1) ①の確認及び(2) の認定について意見を述べるとともに、第1に掲げる目的の達成を図るため、(1) 及び(2) の措置を通じて得られた資料等に基づき、必要な科学的、技術的検討を行うものとする。

第3 その他

- 1 この事業は、平成15年6月6日から実施するものとする。ただし、第2の3(1) 及び(2) については、6月30日から実施するものとする。
- 2 この事業については、令和11年3月を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。